

釜石地方振興局長告示第6号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年6月1日

釜石地方振興局長 海野 伸

1 訪問介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371100108	アイリスケアセンター 一釜石	ニチイケアセンター釜 石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成19年4月1日
0371100496	アイリスケアセンター 一釜石大町	ニチイケアセンター釜 石大町	釜石市大町一丁目8番6号明治中 央ビル1階	〃

2 通所介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371100298	アイリスケアセンター 一釜石	ニチイケアセンター釜 石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成19年4月1日

3 福祉用具貸与

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371100074	東日本物流株式会社	日鐵物流釜石株式会社	釜石市港町二丁目4番10号	平成18年10月1日

4 特定福祉用具販売

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371100074	東日本物流株式会社	日鐵物流釜石株式会社	釜石市港町二丁目4番10号	平成18年10月1日